

令和 4 年 5 月 26 日

各事業者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

令和 2 年度高齢者施設等における検査費用補助金にかかる
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について（依頼）

日頃は、本市の高齢者福祉事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
貴法人が運営している介護保険事業所等におきましては、令和 2 年度高齢者施設等
における検査費用補助金を受けられました。そのため、高齢者施設等における検査費
用補助金交付要綱第 9 条(2)に基づき「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報
告書」をご提出いただく必要がございます。（控除税額が 0 円であっても提出が必要
です。）

つきましては、以下のとおり必要書類を介護保険課までご提出ください。

1 提出書類

- (1) 令和 2 年度高齢者施設等における検査費用補助金にかかる消費税及び地方消
費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 2 号）
- (2) 添付書類
 - ① 上記(1)の「4 補助金返還相当額」がある場合は、積算内訳書等（確定申告
書、計算書等）
 - ② 上記(1)の「4 補助金返還額」がない場合は、別紙

※1 上記「様式第 2 号」及び「別紙」はNAGOYAかいごネット（事業者向け
ページの**新着情報（令和 4 年 5 月 26 日）**）に掲載しています。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/>

※2 法人単位ではなく**事業所ごとに作成**してください。

※3 内容については担当税理士等にご確認ください。

2 提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限

令和 4 年 6 月 10 日（金）

- (2) 提出方法（提出先）

メールもしくは郵送

（次ページあり）

●メールアドレス・電話番号

介護保険課居宅指定係 メール a3487@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
電話 052-972-3487

メール送信される場合は、件名に「事業所名（検査費用補助の仕入控除税額報告）」と入力してください。

●住所（郵送先）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所健康福祉局高齢福祉部介護保険課居宅指定係

【参考】

高齢者施設等における検査費用補助金交付要綱

（交付の条件）

第9条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

（2）補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、高齢者施設等における検査費用補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月1日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。